

【当院は厚生労働省に定める基準に基づいて診療を行っている】

《保険医療機関》です

2025.6

◆ 指定医療等

- ・ 保険医療機関
- ・ 小児慢性特定疾病指定医療機関
- ・ 生活保護法指定医療機関
- ・ 被爆者一般疾病医療機関
- ・ 第二種協定指定医療機関

◆ 施設基準の届け出

- ・ 小児科外来診療料
- ・ 外来感染対策向上加算
- ・ 医療DX推進体制整備加算
- ・ 抗菌薬適正使用体制加算
- ・ 下肢創傷処置管理料
- ・ 後発医薬品使用体制加算
- ・ 院内トリアージ実施料

✓ 医療情報取得加算・医療DX推進体制整備加算

当院は医療DX推進して質の高い医療を提供できるように体制整備を行っております。

- ・ オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報を活用して、診療を実施しています。
- ・ マイナ保険証の利用を促進し、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- ・ 電子カルテ情報共有サービス、電子処方箋の導入を行っております。

✓ 明細書発行体制加算

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報公開を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担ない方についても、明細書を無料で発行しております。明細書の発行を希望されない方は受付にてその旨お申し出下さい。

✓ 小児抗菌薬適正使用支援加算

当院では、抗菌薬の適正使用に関する患者・家族の理解向上に資する診療を評価する

『小児抗菌薬適正使用支援加算 80点』を算定しています。

急性気道感染症や急性下痢症の場合に診察の結果、抗菌薬の投与の必要性が認められず抗菌薬を使用しない場合に6歳未満の患者さんの初診に限り算定致します。

✓ 一般名処方加算1・2

当院で処方する院外処方せんは「一般名処方」に変更致します。

薬の名前は「商品名」と「一般名」があります。「商品名」は製薬会社が薬を販売するためにつけた名前で、製薬会社によって異なります。一方「一般名」は薬の有効成分の名前のことです。一般名処方では薬を指定する「商品名」ではなく、有効成分の名前のみを表示する「一般名」で先発医薬品か後発医薬品（ジェネリック医薬品）を調剤薬局にて選択することができ、薬の選択の幅が広がります。

✓ 外来感染対策向上加算

当院では院内感染防止対策として、必要に応じて次のような取り組みを行っています。

- ・感染管理者である院長が中心となり、従業員全員で院内感染対策を推進します。
- ・院内感染対策の基本的考え方や関連知識の習得を目的に、院内研修会を年2回程度実施します。
- ・感染性の高い疾患が疑われる場合は、一般診療の方と導線を分けた診療スペースを確保して対応します。
- ・標準的感染予防策を踏まえた院内感染対策マニュアルを作成し、従業員全員がそれに沿って院内感染対策を推進していきます。
- ・感染対策に関して基幹病院と連携体制を構築し、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け院内感染対策の向上に努めます。

✓ 院内トリアージ実施料

当院では土曜午後・時間外に受診された患者さんに対し、問診で病状を確認し、当院が定める基準に基づいて緊急度や重症度を判断、診療の優先順位を決める「院内トリアージ」を実施しております。ご予約された順番・来院された順番での診療とならない場合があります。緊急性の高い患者さんを優先して診療する場合があります。